

愛知地方最低賃金審議会
第4回愛知県最低賃金専門部会議事録

令和2年8月4日（火曜日）

午後1時30分～午後2時30分

名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

出席（公益代表委員） 服部部会長、中山（徳）部会長代理、小野木委員
（労働者代表委員） 木戸委員、重田委員、中塚委員
（使用者代表委員） 梶原委員、澁谷委員、太箸委員
（事務局） 岡田労働基準部長、浅井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
村瀬課長補佐、久保賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬課長補佐

愛知地方最低賃金審議会第4回愛知県最低賃金専門部会を開催します。本日の委員の出席状況ですが、委員全員出席いただいています。

本日、特に配付する資料はありませんが、これまで配付した資料を参考にさせていただきますようお願いします。それでは以後の議事進行について服部部会長よろしくお願いします。

服部部会長

では、以降の議事進行を進めます。本日の議事録署名委員ですが、労働者側中塚委員、使用者側梶原委員をお願いします。

本日は合意が得られるように、委員の皆様方のご協力をお願いします。昨日の審議を踏まえ、歩み寄りできる部分があれば労使それぞれの意見を伺いたいと思います。現時点において労働者側はいかがですか。

中塚委員

昨日提案しました4円の金額をこの場でも示させていただきたいと思います。

服部部会長

使用者側の意見はいかがですか。

梶原委員

昨日同様で引上げなしです。

服部部会長

分かりました。労使双方から意見がありましたように、現時点では労使の意見の一致に至っていません。従って全体会議はここで一旦休会とし、個別の打ち合わせを提案したいと思いますがいかがでしょうか。

（ 了 承 ）

服部部会長

それでは個別打ち合わせとし、いったん休会といたします。公益委員は、労働者側委員のほうから伺いたいと思います。

(休 会)

服部部会長

全体会議を再開します。まず、改めて労働者側から個別協議の結果も踏まえまして、最終的な御意見ををお願いします。

中塚委員

私たちは最低賃金の引上げに向けたスタンスはそのまま使用させていただきながら、最終的な結果も踏まえながら話をさせていただきます。

服部部会長

具体的には4円がどうなったと考えればよろしいですか。

中塚委員

最終的な金額としては、1円との考え方を提示させていただきます。

服部部会長

1円ですね。わかりました。使用者側のご意見ををお願いします。

梶原委員

1円というのを考える必要があるのかなと思ってはいます。そうはいつでも我々の主張として、この経済情勢の中で引上げるといのは考えられないので、従来どおり今年度は引上げなしとの主張を最後までしたいと思っています。

服部部会長

ありがとうございます。公益委員としていろいろ調整しましたが、労使の意見が先ほどのように労働者側1円、使用者側はゼロ円であり合意が得られませんので、公益案をお出しした上でそれについて採決との方向にしたいと考えています。

事務局、公益案を配付するのに時間がかかりますか。

村瀬課長補佐

少し時間をいただければと思います。

服部部会長

今から5分間、時間をいただきます。その間、休会とします。

(休 会)

服部部会長

それでは再開します。事務局は公益案を配付してください。

(公 益 案 配 付)

服部部会長

ただいま作成した公益案を読み上げさせていただきます。

愛知県最低賃金、現行最低賃金額時間額926円、これにつきまして引上げ額1円、引上げ率0.11%で最低賃金額を927円とするのが公益案です。

公益案について、これから採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(了 承 確 認)

服部部会長

採決に移ります。ただいまお示しした公益案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙 手)

服部部会長

事務局で報告ください。

村瀬課長補佐

公益2、労働者側3、使用者側0です。合計5です。

服部部会長

はい。賛成5ですね。続いて、公益案について反対の方、挙手をお願いします。

(挙 手)

服部部会長

事務局で報告ください。

村瀬課長補佐

公益が0、労働者側0、使用者側3です。合計3です。

服部部会長

採決の結果を発表します。

賛成 公益2、労働者側3、使用者側0、合計5、

反対 公益0、労働者側0、使用者側3、合計3、

という結果になりましたので、賛成多数により、公益案をもって専門部会報告の内容とします。

服部部会長

引き続き、本審への報告書(案)を審議します。事務局で報告書(案)の用意をしてください。

(報 告 書 案 の 配 付)

服部部会長

事務局で報告書(案)を読み上げてください。

村瀬課長補佐

では読み上げます。

(案)

令和2年8月5日

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部 一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会
愛知県最低賃金専門部会
部会長 服部 一郎

愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月1日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額898円）は平成30年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員	使用者代表委員	公益代表委員
木戸 英博	梶原 弘司	小野木 昌弘
重田 一春	澁谷 由美子	中山 徳良
中塚 正輝	太箸 俊一	服部 一郎

別紙1

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 927円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年10月1日

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 愛知県最低賃金
(2) 最低賃金額 時間額 898 円
(3) 発効日 平成 30 年 10 月 1 日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18 歳～19 歳・単身世帯
(2) 対象年度
平成 30 年度
(3) 生活保護費(平成 30 年度)
生活扶助基準(第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (102,871 円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 か月換算額 (注) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1 か月換算額

898 円(愛知県最低賃金)×173.8(1 か月平均法定労働時間数)
×0.818 (平成 30 年度可処分所得の総所得に対する割合)=127,667 円

服部部会長

ただ今の報告書(案) について何かご質問はありますか。

(な し)

服部部会長

では、報告書(案) の案を削除し、当部会の意見として、明日 8 月 5 日開催予定の本審へこの内容で報告します。結審にあたり基準部長から挨拶があります。

岡田労働基準部長

愛知県最低賃金に係る改正決定について、愛知地方最低賃金審議会への報告書を取りまとめでいただきまして、誠にありがとうございます。

本年は、中央審議会からの改定目安が示されない中、労使それぞれのお立場による状況もあったかとは思われますが、公益委員の先生方を中心に真摯に御審議いただきました。重ねて感謝を申し上げます。

本日の結果につきましては、明日第 497 回愛知地方最低賃金審議会において、答申を賜りたく、引続きよろしく申し上げます。

服部部会長

最後になりますが、議題 (2) その他について、委員の皆様、何か議事がありますか。

(な し)

服部部会長

事務局から、何か説明、連絡事項等ありますか。

(ありません)

服部部会長

他に何かご質問等ありますか。ないようですので、これで本年度の愛知県最低賃金専門部会の審議を終了します。皆様、ありがとうございました。

(署名欄)
部会長

(服部部会長)

労働者側代表委員

(中塚委員)

使用者側代表委員

(梶原委員)

令和2年8月4日 第4回専門部会 議事録